

■誓約書■

応募者(以下、私)は、松戸市中心市街地活性化エリアマネジメントにぎわい創出運営委員会(以下、運営委員会)が募集する「西口公園活用イベント企画」へ応募するにあたり、募集要項を充分理解したうえ、下記の契約事項を厳守することを誓約いたします。

【誓約事項】

- 1.私はイベント企画実施にあたり、SNS等にイベントに関する不適切な投稿をしません。開催当日の開場など含めた一切の事柄について運営委員会の指示に従います。
- 2.私はイベント企画実施にあたり、いかなるときも周囲の安全に十分注意します。万が一来場者に怪我等をさせてしまった場合は、一切の責任を取り、速やかに運営委員会に報告します。
- 3.私は、通行客や参加者に対し、不快を与えるような行為は行いません。
- 4.私は、イベント企画実施にあたり、飲食を提供する場合は、食品衛生に充分注意します。保健所への申請等については、個人の責任で行い食中毒やその他事故の一切の責任を取ります。
- 5.私は、イベント企画実施にあたりゴミの発生などできるだけ少なくするように努力し、発生したゴミについては責任をもって整理・清掃を行います。
- 6.私は、運営委員会から借りた大型テント及び備品等がある場合については、きれいに使用するとともに準備・片付けを応募者側の責任をもって実施します。また大型テント・備品等に損害を与えた場合、運営委員会に対し、相当と認める損害額を賠償します。
- 7.私は、運営委員会に届けた事項は全て事実間違いなく、これらに変更が生じたときは速やかに運営委員会に連絡をします。
- 8.私は、震災や災害、雨天・雷・強風等によりイベント企画が中止になった場合でも、イベント企画実施準備に要した費用は運営委員会側に求めないことを了承しました。
- 9.私は、西口公園を利用するに当たり、松戸市都市公園条例及び同条例施行規則に定める利用許可条件を遵守することを了承しました。
- 10.私は、私とその他従事者が、反社会勢力(暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と関係を有しているもの)に該当しないことを確約します。
- 11.上記の事柄以外に問題が発生した場合は、双方の話し合いにより問題解決にあたることを基本とします。

【注意事項】

1. 上記誓約事項に違反した場合、即刻イベント企画の中止を求めることがあるとともに、今後の運営委員会主催事業へのイベントへの参加をお断りさせていただきます。その場合、応募者側に損害が発生しても、運営委員会は一切賠償いたしません。

上記事項の内容を理解した上で、次の通り本誓約書に署名押印いたします。

令和 年 月 日

住 所

団体名

氏 名

印

【参考】■松戸市公園団体利用に係る許可条件■

私たち団体は、以下全ての行為をしないことを約束しています。

- 公園の周辺住民及び他の公園利用者に迷惑を与える行為
- 他の公園利用者を排除したり、遊具等の利用を制限する行為
- 公園内を全面使用する行為
- 公園内で火気を使用する行為
- 車両の乗り入れ及び周辺道路への駐停車をする行為
- 大音量で拡声器等を使用する行為
- 物品の販売、募金等の行為
- 営業目的で写真や映画撮影をする行為
- 有料で観客を集めることを目的とした興行行為
- 競技会、展示会、祭礼、集会等の行為
- 公園を損傷又は汚損(ポイ捨て・不法投棄等)する行為
- 竹木を伐採又は植物を採取する行為
- 土地の形質を変更する行為
- 鳥獣魚類を捕獲又は殺傷等する行為
- 貼り紙(札)又は広告物を表示する行為
- 立入禁止区域に立ち入る行為
- 用途以外で公園を使用する行為
- その他、公園管理上、支障ある行為

■バザー等を行う場合

公園内でのバザー行為については、以下の組織に該当することから許可を得ております。

- (1) 町会・自治会・子供会・老人会等の地域住民によるもの
- (2) 松戸市が認定した社会福祉団体登録認定証の提示ができる者

なお、松戸市への申請時には収支予定表及び活動概要を説明できる書類(定款・組織図等)を申請書と併せ提出しており、行為終了後は速やかに市へ収支決算書を提出致します。

■その他、松戸市との約束

- (1) 利用期間中は市発行の[公園内行為許可書]を必ず携行し、第三者から提示を求められた際にはこれを行います。
- (2) 当該行為によって発生した苦情並びに第三者への損害及び事故等が発生した場合は、申請者が責任をもって対応する旨、約束しております。
- (3) 他の利用者から苦情等があり、申請者側に非があると認められた場合には、次回以降の申請は致しません。